

表1 水質基準検査項目及び検査頻度

区分	項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	検査頻度			
				浄水	原水		
人の健康に関する項目	病原生物	基01	一般細菌	100個/mL以下	月1回	年1回	
		基02	大腸菌	検出されないこと			
	無機物質・ 重金属	基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回		
		基04	水銀及びその化合物	0.0005以下			
		基05	セレン及びその化合物	0.01以下			
		基06	鉛及びその化合物	0.01以下			
		基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下			
		基08	六価クロム化合物	0.02以下			
		基09	亜硝酸態窒素	0.04以下			
		基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下			
		基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下			月1回
		基12	フッ素及びその化合物	0.8以下			
	一般有機 化学物質	基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	年4回		
		基14	四塩化炭素	0.002以下			
		基15	1,4-ジオキサン	0.05以下			
		基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下			
		基17	ジクロロメタン	0.02以下			
		基18	テトラクロロエチレン	0.01以下			
		基19	トリクロロエチレン	0.01以下			
		基20	ベンゼン	0.01以下			
	消毒 副生成物	基21	塩素酸	0.6以下	年4回	—	
		基22	クロロ酢酸	0.02以下			
		基23	クロロホルム	0.06以下			
		基24	ジクロロ酢酸	0.03以下			
		基25	ジブromクロロメタン	0.1以下			
		基26	臭素酸	0.01以下			
		基27	総トリハロメタン	0.1以下			
		基28	トリクロロ酢酸	0.03以下			
		基29	ブromジクロロメタン	0.03以下			
		基30	ブromホルム	0.09以下			
		基31	ホルムアルデヒド	0.08以下			
水道水が有すべき性状に関する項目	色	基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	年1回		
		基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下			
		基34	鉄及びその化合物	0.3以下			
		基35	銅及びその化合物	1.0以下			
	味	基36	ナトリウム及びその化合物	200以下			
	色	基37	マンガン及びその化合物	0.05以下			
		基38	塩化物イオン	200以下		月1回	
	味	基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下		年4回	
		基40	蒸発残留物	500以下			
	発泡	基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下			
	カビ臭	基42	ジェオスミン	0.00001以下		発生時期 に月1回	
		基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下			
	発泡	基44	非イオン界面活性剤	0.02以下		年4回	
	臭気	基45	フェノール類	0.005以下			
	味	基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下		月1回	—
基47		pH値	5.8以上8.6以下				
基48		味	異常でないこと				
基49		臭気	異常でないこと				
基50		色度	5度以下	年1回			
基51	濁度	2度以下					
クリプトスポリジウム対策	—	大腸菌(定量)	—	—	月1回		
	—	嫌気性芽胞菌	—				